令和７年４月２日

たいせつ農業協同組合

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和７年４月２日～令和１２年３月３１日

２．目標と取組内容・実施時期

目標１（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

計画期間終了までに全職員の超勤時間を１人当たり月 3.5 時間以下にする。

〈実施時期・取組内容〉

●令和７年４月～

管理職を対象に労働時間管理の研修を実施し、労働安全衛生委員会等をつうじて、管理職の意識改革を図ります。

目標２（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

計画期間内に男性職員の育児休業等取得率を 50%以上とする。

〈実施時期・取組内容〉

●令和７年４月～

労働安全衛生委員会等を通じて、出産休暇や育児介護休業規程を改めて管理職に周知させ、育児に対象となる男性職員も積極的に活用する様、管理職より取得を促進します。

目標３（女性活躍推進法に基づく目標）

採用者の女性の占める割合を 40%以上とする。

〈実施時期・取組内容〉

●令和７年４月～

女性の採用拡大に向けたインターンシップ受入強化や出産や育児を理由に退職した職員に対する再雇用を推進する。